

「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業支援計画」に対する
意見募集及び意見照会の結果について

参考資料 2

平成30年2月23日から3月16日まで県民の皆様や関係団体からご意見を募集したところ、県民の方4名と2団体から、ご意見がありました。
※網掛けとなっているのは、ご意見を受け新たに計画に反映した内容です。

No.	主要施策等	要旨	計画への反映、具体的な対応等	提言者
1	・(P9)第1章2(1)「高齢者をとりまく現状」	認知症者数の推計値は示されており、若年性認知症者への対応も明示されていることから、国の推計値を用いても、計画の中に若年性認知症者数を明示してはどうか。	・(P9)「4」認知症高齢者等の状況において、「65歳未満で発症する若年性認知症の人は、厚生労働省の調査(2009(H21)年)によると約37,800人と推計されており、これを本県の人口にあてはめると約380人と推計されます。」を追記しました。	一般
2	・(P46)第2章第1節2(2)「高齢者等による地域社会の担い手づくりの推進」 ・(P47)第2章第1節2(3)「生涯学習・スポーツ等の生きがいづくりの推進」	65歳以上の就労者も地域とつながり、就労されなくなった後、地域に自然と入りこめるよう、就労と地域社会がバランスよく関われるような体制づくりが必要ではないか。魅力ある老人クラブづくりが介護予防や地域の支え合いの充実につながると考える。	・富山県老人クラブ連合会では、「会員増強運動」を積極的に進めており、本県の老人クラブの加入率は全国一となっています。 ・地域の老人クラブが実施している、社会貢献活動やスポーツ、健康・介護予防教室等の健康づくり活動、教養・趣味等の仲間づくりの活動などは、高齢者の生きがいや介護予防に繋がっており、こうした活動を充実し、魅力的なものにしていくことにより、老人クラブへの加入意欲を高めることになるものと考えています。県としては、(P46)及び(P47)の「具体的な施策」に記載のとおり、引き続き、老人クラブのこうした活動に対して支援していきます。	富山県地域包括・在宅介護支援センター
3	・(P58)第2章第2節1-1(4)「生活支援・介護予防サービスの充実と地域住民が支え合う地域づくり」 ・(P104)第2章第3節2(1)「地域包括支援センターの機能強化など総合的な支援体制の推進」	高齢者による交通事故や認知症を原因とする交通事故が増していることから、高齢者の交通安全教育研修はもとより、免許証の自主返納制度推進に努める必要がある。 そのためには高齢者の移動手段の確保が不可欠であることから、地域の移動に関する様々な需要や課題を同一の俎上に載せ、交通事業者、地方公共団体、その他(介護、物流、観光等)関係者がそれぞれの専門領域を越えた総合的な観点で議論を行い、十分な連携・協働を図ることが必要である。	・認知症の方を含めて高齢者の移動手段の確保については、(P58)「具体的な施策」の「〇住み慣れた地域で暮らし続けられるための生活支援サービスの充実」に記載しています。 ・総合的な観点から検討する場として、(P104)「具体的な施策」の「〇富山県地域包括ケアシステム推進会議による関係者間の取組み推進・検討」において記載している「医療、介護関係者のみならず、住民団体やライフライン事業者等も参加した県民ぐるみの取組の推進」を「医療、介護関係者のみならず、住民団体やライフライン・交通事業者等も参加した県民ぐるみの取組の推進」と修正しました。	富山県老人福祉施設協議会
4	・(P70)第2章第2節2(1)「在宅医療の推進と普及啓発」	「高齢者が残された時間を活用して、どのような人生を送りたいのか」、「何が人生の目標なのか」、「どのように良い死を迎えたいのか」といった人間の根源的な問いに応えるACP(アドバンス・ケア・プランニング)の重要性が高まっていることから、その普及・推進について加筆を検討いただきたい。	・(P70)「具体的な施策」の「〇在宅医療や在宅での看取りに関する普及啓発」において、アドバンス・ケア・プランニング(ACP)の概念を踏まえ改正された「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の周知を追記し、在宅での看取りに関する普及啓発を進めていきます。	富山県老人福祉施設協議会
5	・(P97)第2章第3節1(1)「市町村と連携した保健・福祉の人材養成と確保」	介護現場においては恒常的に職員が不足していることから、 ①子育てや高齢家族の介護のために職員が離職することのないよう、働きやすい職場づくり施策を進めることについて追記願いたい。 ②外国人介護職の導入・定着のための支援制度の整備について追記願いたい。	①(P97)【施策の方向】において記載している「職場環境改善の取組みを進めます。」を、「働きやすい職場づくりに向けた雇用環境改善等の取組みを進めます。」と修正しました。 ②外国人介護職の導入・定着のためには日本語学習や資格取得等の支援が重要であり、介護福祉士養成校や事業所等関係団体との連携が不可欠であるため、(P97)「具体的な施策」のうち、「〇元氣とやま福祉人材確保・応援プロジェクト等の推進」において記載している「介護を学ぶ外国人に対する日本語学習や介護福祉士資格取得等に対する支援」を「介護を学ぶ外国人の日本語学習や介護福祉士資格取得等に対する関係団体が連携した支援」と修正しました。	一般

No.	主要施策等	要旨	計画への反映、具体的な対応等	提言者
6	・(P97)第2章第3節1(1)「市町村と連携した保健・福祉の人材養成と確保」	介護人材の確保は喫緊の課題であることから、福祉人材確保対策会議の構成員に県を加えるよう検討いただきたい。	・(P97)＜具体的な施策＞の「〇元気とやま福祉人材確保・応援プロジェクト等の推進」において記載している「市町村、職能団体、社会福祉施設経営者団体、養成機関等で構成される福祉人材確保対策会議の設置」を「 <u>県福祉人材確保対策会議（県・市町村等の行政、職能団体、社会福祉施設経営者団体、養成機関等で構成）の設置による、関係団体と連携した人材確保施策の推進</u> 」と修正しました。	富山県老人福祉施設協議会
7		P97に記載の(1)福祉人材確保対策会議の設置について、この会議はすでに設置されているので、今後は「関係者と協力し、充実強化」と記載すべきではないか。		一般
8	・(P97)第2章第3節1(1)「市町村と連携した保健・福祉の人材養成と確保」	P97の＜具体的な施策＞の中に、新任介護職員の合同入職式を加筆してはどうか。	・ご指摘の合同入職式は対外的なPR効果が高いことから、(P97)＜具体的な施策＞のうち「〇元気とやま福祉人材確保・応援プロジェクト等の推進」に「 <u>新任介護職員の合同入職式の開催</u> 」を追記しました。	一般
9	・(P97)第2章第3節1(1)「市町村と連携した保健・福祉の人材養成と確保」	少子化の進展に伴い、介護職を目指す生徒数は先細りであることから、指定養成機関の存続自体が難しいと思われるが、「指定養成機関の確保」とは何を想定したものなのか。	・「指定養成機関」は、介護保険法施行令第3条第1項第2号に規定する介護員養成研修（介護職員初任者研修）を実施する者として、県知事の指定を受けた介護員養成研修事業者を指しています。 介護職員初任者研修は、介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的としています。 県としては、介護職員の資質向上を図るため、介護員養成研修事業者の確保に努めているところです。 なお、ご意見のとおり(P97)＜具体的な施策＞のうち「〇介護職員の確保と資質向上」に記載していた「指定養成機関」は何を想定しているのかが不明確であることから、「 <u>介護員養成研修事業者</u> 」と修正しました。	一般
10	・(P97,98)第2章第3節1(1)「市町村と連携した保健・福祉の人材養成と確保」	P98の「福祉人材の円滑な供給支援」に関する記述について、「健康・福祉人材センターにおける無料職業紹介、 <u>「介護の日」における普及啓発事業等</u> 」とある記載を、「健康・福祉人材センターの無料職業紹介、 <u>マッチング支援と機能強化</u> 」としてはどうか。（福祉人材の供給支援に関する記載としては、素案のものでは弱い）	・(P98)＜具体的な施策＞の「〇福祉人材の円滑な供給支援」において記載している「健康・福祉人材センターにおける無料職業紹介」を、「 <u>健康・福祉人材センターにおける無料職業紹介やマッチング強化、相談、情報提供等による就業援助等</u> 」に修正しました。 また、「『介護の日』における普及啓発事業」は(P97)＜具体的な施策＞の「〇元気とやま福祉人材確保・応援プロジェクト等の推進」に記載の「 <u>テレビコマーシャルや新聞広告を活用した福祉・介護のイメージアップ</u> 」と統合し、「 <u>「介護の日」キャンペーンイベントやテレビコマーシャル、新聞広告等を活用した、福祉・介護のイメージアップ</u> 」と修正しました。	一般
11	・(P97)第2章第3節1(1)「市町村と連携した保健・福祉の人材養成と確保」	介護の仕事のイメージアップを図ることを目的としたDVDの制作について加筆を検討いただきたい。	・(P97)＜具体的な施策＞のうち「〇元気とやま福祉人材確保・応援プロジェクト等の推進」において修正した「『介護の日』キャンペーンイベントやテレビコマーシャル、新聞広告等を活用した、福祉・介護のイメージアップ」において、テレビコマーシャルや新聞広告、冊子の配付等の手法で介護の職へのイメージアップを図ることにしていますが、福祉人材確保対策会議等においてDVDの制作も含め、より効果的な事業の実施について引き続き検討していきます。	富山県老人福祉施設協議会
12	・(P100)第2章第3節1(2)「保健・福祉・生きがいがづくりのボランティア等の養成」	P100に記載の「健康づくりボランティア」について、健康保険協会等と協力して、企業の働きかけ、企業の高齢者社員に参画してもらうなど、従来の地域頼みの考え方から、企業を巻き込んだ方向も加えてはどうか。	・(P100)＜具体的な施策＞において記載している「健康づくりボランティア」とは、市町村で養成しているヘルスボランティア、食生活改善推進員、母子保健推進員など、様々な健康づくりを応援するボランティアのことであり、年代等問わず広く一般県民の方々に対して募集しているところです。	一般

No.	主要施策等	要旨	計画への反映、具体的な対応等	提言者
13	・(P104)第2章第3節2(1)「地域包括支援センターの機能強化など総合的な支援体制の推進」	地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターは、地域住民との関わりを大切に、ワンストップの相談窓口として、包括的な支援体制を充実させるため、体制整備が必要である。	・地域共生社会の実現に向け、「我が事・丸ごと」の包括的な支援が推進されるよう、地域包括支援センターについては、(P104)の「具体的な施策」の「〇地域包括支援センターによる総合的な支援の推進」や「〇地域包括支援センターの機能強化」において記載しています。 今後とも地域包括支援センターは地域包括ケアの中核的役割を担うものであり、総合相談機能の充実や地域の支援ネットワークの構築など総合的な支援を推進するほか、多職種協働による地域ケア会議の推進、センター職員への研修など、センター機能の強化などに対し支援してまいります。	富山県地域包括・在宅介護支援センター
14	・(P106)第2章第3節2(2)「健康・医療・介護分野におけるICT化の推進」	P106の「具体的な施策」として、「介護機器やロボットを活用することができる人材育成や使用環境の整備に対する支援」も必要であると思われる。	・介護機器を活用できる人材育成については、(P106)「具体的な施策」の「〇介護ロボット等の開発・導入促進」に「 <u>県介護実習・普及センターにおける福祉(介護)機器を活用した介護技術研修の実施</u> 」を追記しました。 ・介護ロボットについては、県内介護事業所において、ロボットを安全かつ有効に活用できる人材を育成していくことは重要であると考えています。 一方で、県内介護事業所では、介護ロボットの導入が十分進んでいない状況にあるため、県としては、まずは介護事業所への介護ロボットの導入支援及び普及啓発に取り組むこととしています。 ・使用環境の整備への支援については、今後、介護ロボットの導入促進に向けた取組みを通じ、事業所のロボット導入の支障となる要因を把握し、対応が必要であれば検討してまいります。	一般
15	(P106)第2章第3節2(2)「健康・医療・介護分野におけるICT化の推進」	P112の指標について、「介護ロボットの展示会や施設見学の開催数」が「サービスの質の向上」を評価するための指標として合うものなのか。	・(P106)「具体的な施策」の「〇介護ロボット等の開発・導入促進」に記載の介護ロボットは、介護現場の負担軽減や職場環境改善に資するだけでなく、介護ロボットを適切かつ有効に活用することで、介護サービスの質の向上にも資するものと考えています。 このため、県では、介護事業者に対し、介護ロボットの導入経費を支援するとともに、介護ロボットを広く普及啓発するため、展示会や施設見学会を開催しています。 これら展示会等の開催を通じ、介護ロボットの導入が促進され、介護事業所において活用されていくことがサービスの質の向上につながるものと考え、(P112)の指標に設定しています。	一般
16	(P108)第2章第3節2(3)「情報の公表等を通じた利用者への支援」	要介護度の状態の維持・改善は、住み慣れた地域で生活していくためには大きな要素となるため、理学療法士、作業療法士等の専門職が機能訓練指導を行っている事業所へのインセンティブの付与事業について検討していただきたい。	・平成30年度介護報酬改定では、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、訪問介護、通所介護、介護老人福祉施設等において、通所リハビリテーション事業所等のリハビリ専門職等と連携して作成した計画に基づく介護を評価する加算が新設されました。 また、県においては、平成28年度より、(P108)「具体的な施策」の「〇介護サービスの質の向上」に記載のとおり、高齢者の要介護度の維持改善などに積極的に取り組む事業所等を表彰し、これを広く周知する「がんばる介護事業所」表彰事業を実施しています。 こうした取組みも通じ、自立支援に資する適切なケアマネジメントが行われる取組みを推進し要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指してまいります。	富山県老人福祉施設協議会
17	・(P143)第4章1「計画推進に向けた役割分担」	P143に記載の「地域総合福祉活動コーディネーター」とは、「ケアネット活動コーディネーター」と同じ意味で使われているのか。P58では後者の名称が使われているが、P127で前者の名称が説明なしで使われており分かりにくい。	(P143)(4)「地域における県民の役割」に記載の「 <u>地域総合福祉活動コーディネーター</u> 」を「 <u>ケアネット活動コーディネーター</u> 」と修正しました。	一般